

『つながる』『つなげる』 そして『育む』ために

～障害児入所施設における特別支援学校との教育連携について～

1

総合福祉センター弘済学園

三好 敏和

神奈川県立秦野養護学校

小間屋 統

本日の概要

1. 教育と福祉の連携
2. 学校と施設が協働して日中を支援
3. 連携のために
4. 大切にしたいこと

1. 教育と福祉の連携を目指して（1）

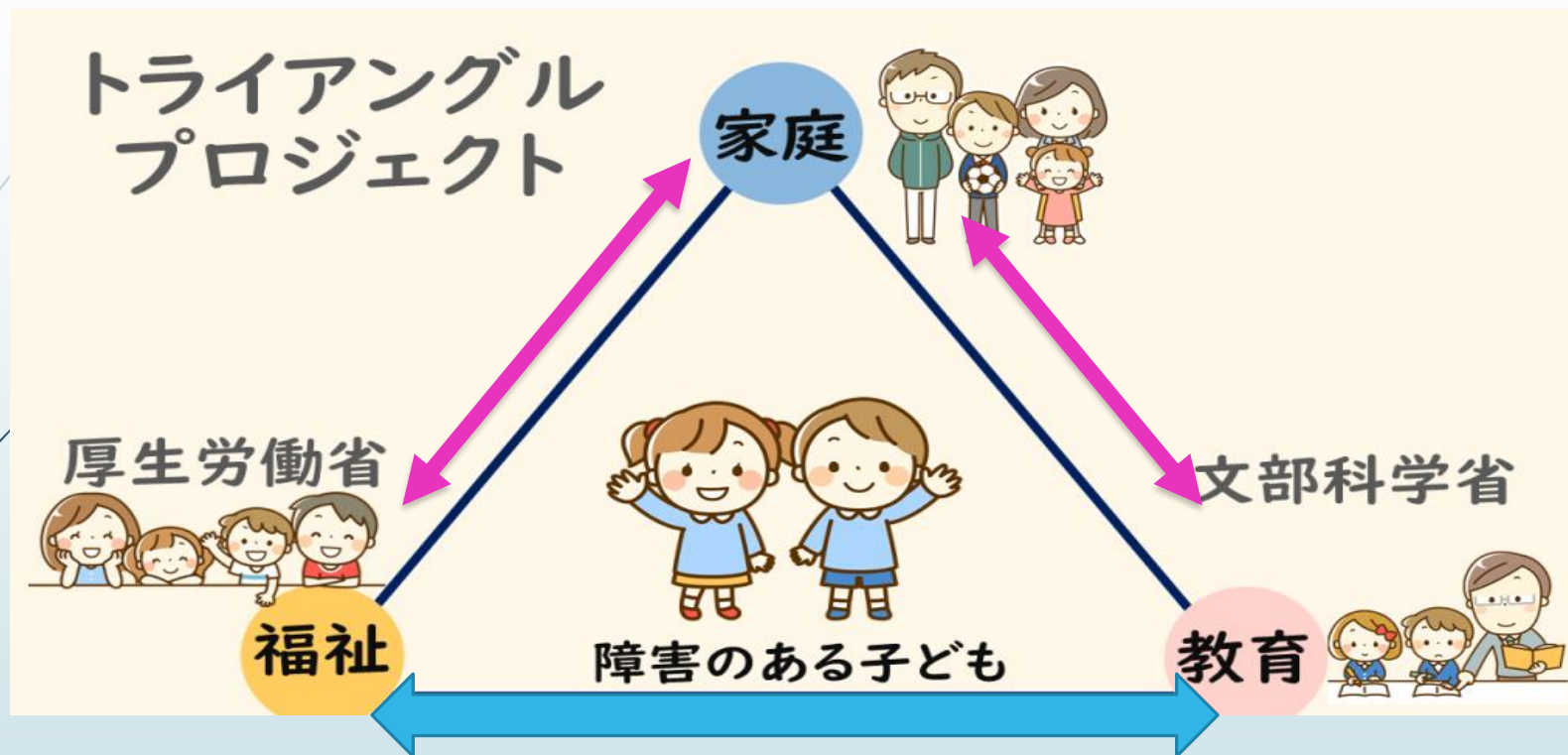
2012（平成24）年の児童福祉法の改正で放課後等デイサービスなどの児童福祉サービスが創設されてから、急激に事業所数も増えてきた

学校と福祉事業所、双方の理解が深まっておらず協力体制が取りにくいことも多く見られる

1. 教育と福祉の連携を目指して（2）

- そこで
- 国として障害を持った子供の支援については、教育だけ福祉だけではなくそれぞれが連携することが必要と考え、文部科学省と厚生労働省で「**トライアングルプロジェクト**」が発足
- 2018（平成30）年5月には「家庭と教育と福祉の一層の連携等の推進について」が県や市、教育委員会等に通知

1. 教育と福祉の連携を目指して（3）



弘済学園では、利用される児童生徒の「育ち」を考え、
「訪問教育」という、いわゆる学校が施設に入り込んで授業を展開している

1. 教育と福祉の連携を目指して（4）

■ 訪問教育とは

一般的に教育の機会均等の確保という観点から、重い発達障害や身体障害を有するなどにより通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、学校教育法第72条に基づき、特別支援学校における教育の形態として、家庭又は児童福祉施設等に教員を派遣しておこなう教育

1. 教育と福祉の連携を目指して（5）

- 弘済学園の訪問教育は
- 1957（昭和32年）
派遣教員として国語専門の教諭が、
 - ・ 国語的学習（読み、書き）、
 - ・ 算数的学習（計算、軽量など）、
 - ・ 観察的学習（理科、社会）、
 - ・ 創作的学習比較的能力の高い利用者に提供

1. 教育と福祉の連携を目指して（6）

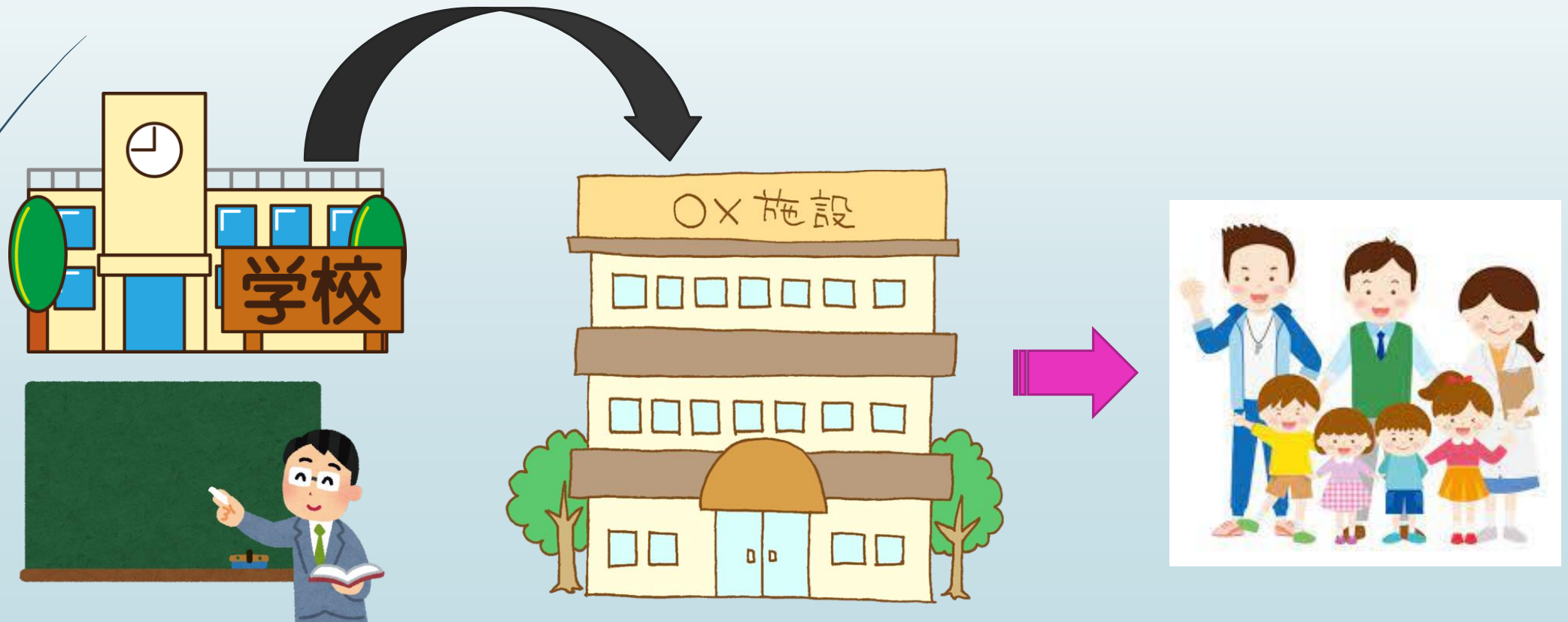
- 1960（昭和35）年に体育専門の教員が代わって派遣された
- 当時、障害のある方は就学猶予により、学校には行かない選択ができる時代
- 利用者の就職を考慮し、**卒業証書**を得るためには、教員が教育課程を園内で進める必要性があった

1. 教育と福祉の連携を目指して（7）

- 1972（昭和47）年に秦野市に移転してからは市内の小中学校に**園内特殊学級**で教員派遣を申請し、個別学習を進める
- 1979（昭和54）年の養護学校義務化に伴い、神奈川県教育委員会と秦野市教育委員会と話し合いを重ねる
- 重度、最重度の利用者にとって、わかりやすく一貫した療育、教育体制が必要で、利用者の大きな成長や心の育みにつながると考え、これまでの実績を踏まえ、通学ではない形での就学を検討

1. 教育と福祉の連携を目指して（9）

※1983（昭和58）年より**神奈川県立伊勢原養護学校**の「訪問教育」が開始され、年度毎の在籍児童生徒数（学齢児）によって教員が配置されることになった



1. 教育と福祉の連携を目指して（8）

- 学園職員と学校教員が共同支援をし、デイケアの一部を担う集団として組織の一部に入り込んでいる形をとっていた
- 学園職員と学校教員でペアを組んで2担任制の集団指導と、デイケアクラスからピックアップして個別の学習指導をするという二分野を併せ持っていた
- 双方の教育の原点を踏まえた意識により、学校教員の積極的な姿勢や行動は、利用者の成長に大きく関与した

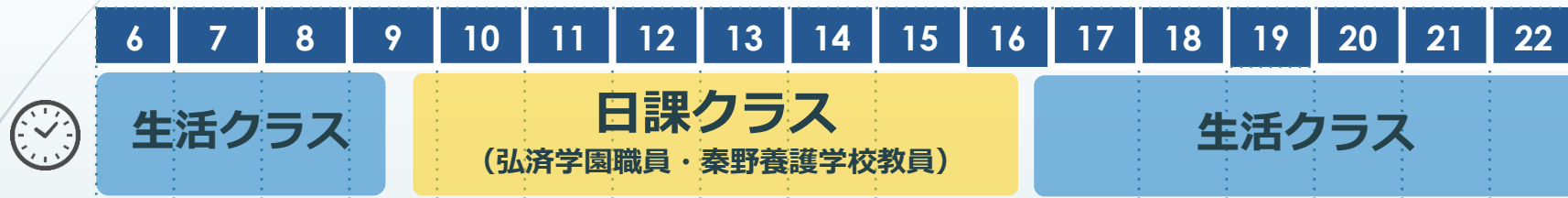
1. 教育と福祉の連携を目指して（9）

現在は、

- 2004（平成16年）に伊勢原養護学校から**秦野養護学校**に訪問教育の部門が移管された
- 学園職員と学校教員がペアを組んでのクラス運営でなく、学齢児童生徒の個別またはグループでの学習を日課クラスから取り出していくスタイルで教科や自立活動を進めている



2. 学校と施設が協働して日中を支援（1）



- 生活クラス（家庭の役割） 生活の基本的なリズム、ADLの習得
- 日課クラス（学校の役割） 学校の教員と一緒にクラスを運営
 - ・ 障害の重い利用者に情緒安定と持てる力を発揮できる環境を提供

24時間まるごと支援！

2. 学校と施設が協働して日中を支援（2）

入所日課クラス 利用者一覧表											
基礎1			基礎2			基礎3			基礎4		
1		3	1		小1	1		小2	1		小4
2		4	2		小2	2		小2	2		小5
3		5	3		小2	3		小3	3		小5
4		小1	4		小3	4		小3	4		小6
5		小1	5		小4	5		小4	5		小6
6		小1	6		小4	6		小5	6		中1
7		小2	7		小4	7		小6	7		中1
8		小2	8		小4	8		中1	8		中1
						9		中1	9		
専修1			専修2			専修3			専修4		
1		小6	1		中1	1		15	1		中2
2		中1	2		中2	2		16	2		中3
3		中1	3		中3	3		16	3		15
4		15	4		中3	4		16	4		15
5		16	5		中3	5		16	5		16
6		17	6		16	6		16	6		17
7		18	7		17	7		21	7		19
			8		18	8		24	8		19
			9		20				9		20
									10		22
作業1			作業2			作業3					
1		中1	1		小6	1		中2			
2		中2	2		中1	2		中3			
3		中2	3		中2	3		中3			
4		中2	4		中3	4		中3			
5		中3	5		中3	5		16			
6		中3	6		15	6		16			
7		中3	7		15	7		16			
8		15	8		16	8		17			
9		17	9		17	9		17			
						10		17			

2. 学校と施設が協働して日中を支援（3）



- 訪問教育は小学1年生から中学3年生までの義務教育年齢の方が対象
- 高等部年齢のケースは、学園内の日課活動に参加

2. 学校と施設が協働して日中を支援（4）

基礎3		
1	AA	小2
2	BB	小2
3	CC	小3
4	DD	小3
5	EE	小4
6	FF	小5
7	GG	小6
8	HH	中1
9	IJ	中1

1日の動線表

基礎3	
9:20	受け入れ・集まり
9:30	室内日課
9:40	
9:50	
10:00	歩行
10:10	
10:20	
10:30	室内日課
10:40	
10:50	
11:00	
11:10	お茶、トイレ
11:20	音感
11:30	
11:40	
11:50	トイレ・帰寮
13:30	受け入れ 昼の会
13:40	体育
13:50	
14:00	
14:10	着替え トイレ
14:20	
14:30	
14:40	自立活動
14:50	
15:00	
15:10	歩行 遊具
15:20	
15:30	
15:40	手洗い おやつ フリータイム
15:50	
16:00	
16:10	帰寮
16:20	



2. 学校と施設が協働して日中を支援（5）

○クラス編成について

Aパターン

- 学齢期の児童生徒のみのクラス

Bパターン

- 混成クラス（学齢期の児童生徒より学齢外の利用者の方が多いクラス）

Cパターン

- 混成クラス（学齢期の児童生徒が大半で、学齢外の利用者が少数のクラス）

2. 学校と施設が協働して日中を支援（6）

Aパターン

基礎4		
1	AB	小4
2	CD	小5
3	BC	小5
4	AC	小6
5	DE	小6
6	EF	中1
7	EA	中1
8	DA	中1
9		

★学園職員と養護学校教員は協力して（話し合いにより）全プログラムをとおり日課クラスの指導にあたることを基本とする。

- ・円滑に日課プログラムが実施できるよう指導体制を工夫する。
- ・話し合いにより日課の各プログラムの目標を確認し共有する。
- ・話し合いにより個別支援教育計画を作成・実施・評価する。
- ・教員は、日課プログラムでの指導、個別学習を担当するほか、グループ学習を企画する。
- ・クラスミーティング、公開授業、学習展等をとおして、学園職員と個別学習での様子を共有する。

2. 学校と施設が協働して日中を支援（7）

Bパターン

作業3		
1	HD	中2
2	HK	中3
3	SS	中3
4	IR	中3
5	IK	16
6	TR	16
7	NM	16
8	SR	17
9	YT	17
10	MK	17

★養護学校教員は学園職員と話し合いにより作成した個別支援教育計画を踏まえて指導にあたる。

- ・話し合いにより個別支援教育計画を作成・実施・評価する。
- ・日中活動の中で一人ひとりの学習時間が十分に確保できるようにする。
- ・話し合いにより個別学習のほか、校外学習・スクーリングやグループ学習への参加等を行うことができる。
- ・クラスミーティング、公開授業、学習展等をととして学園職員と個別学習での様子を共有する。

2. 学校と施設が協働して日中を支援（8）

4. クラス展開について

Cパターン

基礎1		
1	HH	3
2	YS	4
3	NY	小1
4	UR	小1
5	NT	小2
6	HY	小2
7	HA	小3
8	TY	小3

★養護学校教員は学園職員と協力して（話し合いにより）日課クラスの指導にあたる。

- ・円滑に日課プログラムが実施できるよう指導体制を工夫する。
- ・話し合いにより日課の各プログラムの目標を確認し共有する。
- ・話し合いにより個別支援教育計画を作成・実施・評価する。
- ・養護学校教員は、可能な範囲での学園の日課プログラムの指導、学齢児の児童生徒を対象として個別学習を担当するほか、グループ学習を企画する。
- ・クラスミーティング、公開授業、学習展等をとおして、学園職員と個別学習での様子を共有する。

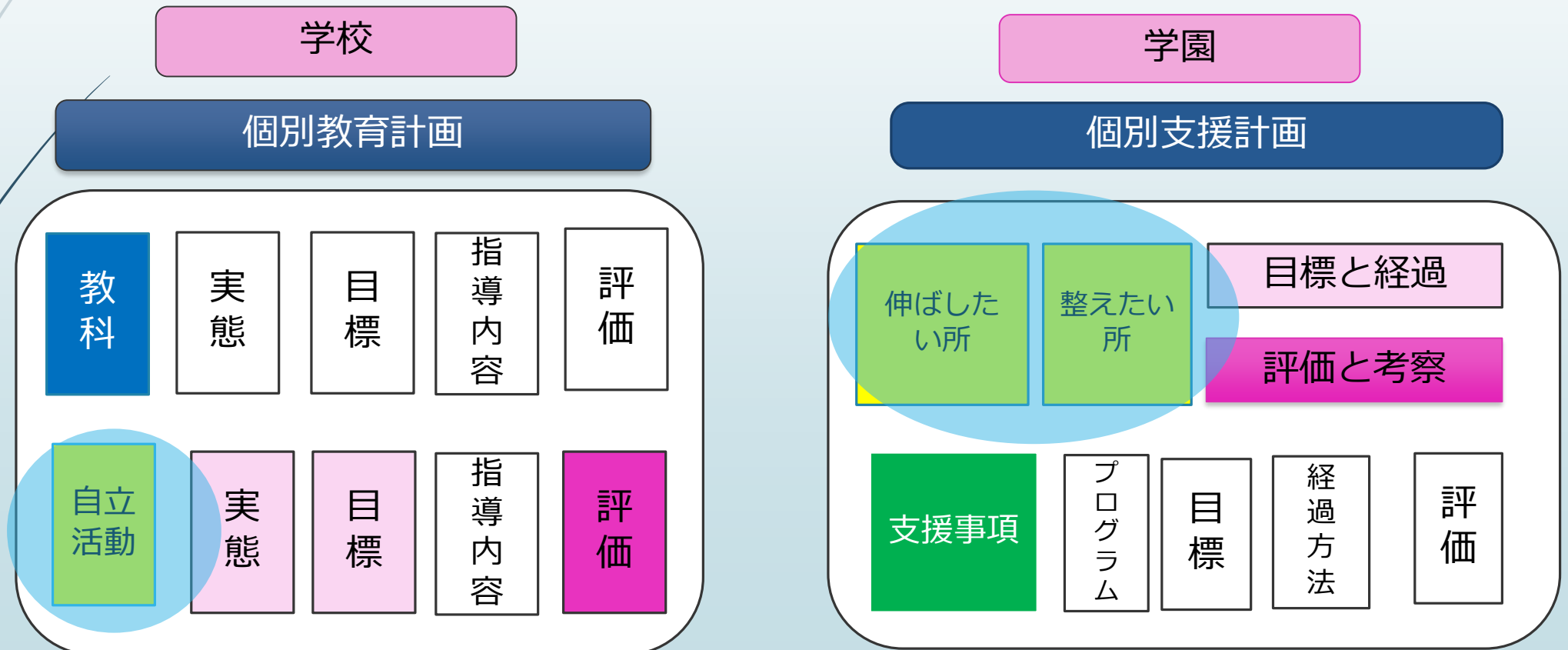
2. 学校と施設が協働して日中を支援（9）

入所日課クラス 利用者一覧表											
基礎1			基礎2			基礎3			基礎4		
1	C	3	1	A	小1	1	A	小2	1	A	小4
2		4	2		小2	2		小2	2		小5
3		小1	3		小2	3		小3	3		小5
4		小1	4		小3	4		小3	4		小6
5		小2	5		小4	5		小4	5		小6
6		小2	6		小4	6		小5	6		中1
7		小3	7		小4	7		小6	7		中1
8		小3	8		小4	8		中1	8		中1
						9	中1	9			
専修1			専修2			専修3			専修4		
1	B	小6	1	B	中1	1		15	1	B	中2
2		中1	2		中2	2		16	2		中3
3		中1	3		中3	3		16	3	15	
4		15	4		中3	4		16	4	15	
5		16	5		中3	5		16	5	16	
6		17	6		16	6		16	6	17	
7		18	7		17	7		21	7	19	
			8		18	8		24	8	19	
			9		20				9	20	
								10	22		
作業1			作業2			作業3					
1	C	中1	1	B	小6	1	B	中2			
2		中2	2		中1	2		中3			
3		中2	3		中2	3		中3			
4		中2	4		中3	4		中3			
5		中3	5		中3	5	16				
6		中3	6		15	6	16				
7		中3	7		15	7	16				
8		15	8		16	8	17				
9		17	9		17	9	17				
						10	17				

2. 学校と施設が協働して日中を支援（10）

○個別支援教育計画について

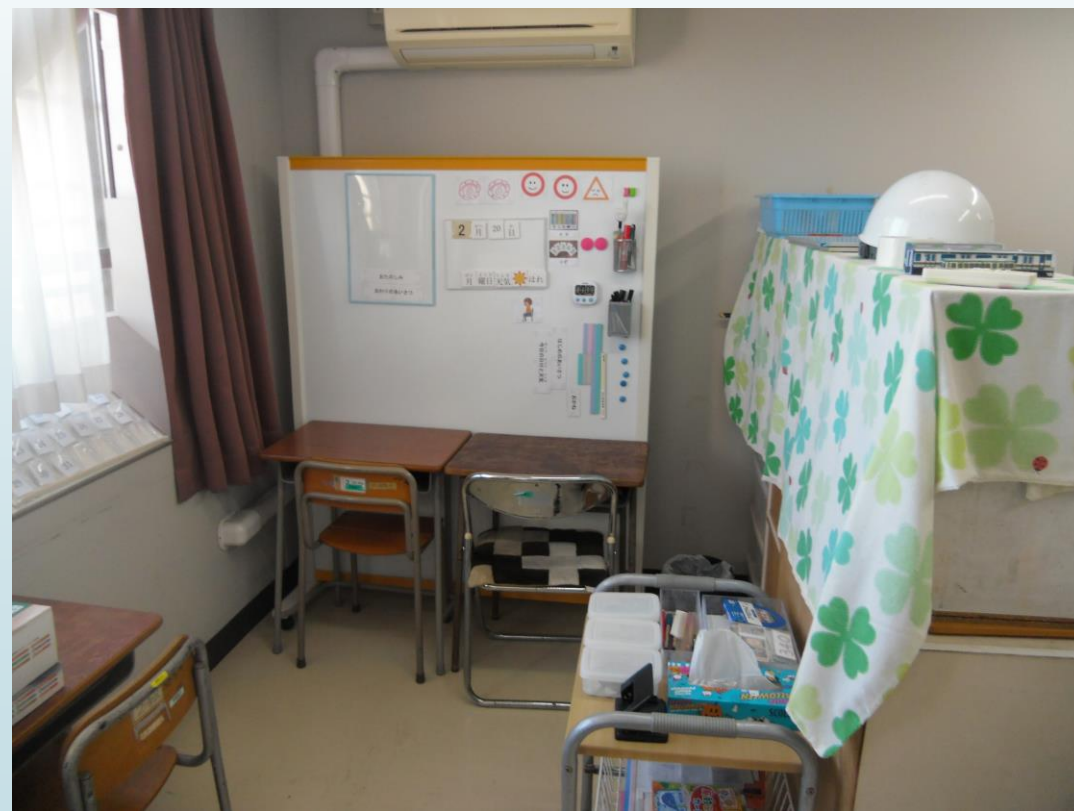
学園職員と養護学校教員は連携して「療育」と「教育」の指針となる『個別支援教育計画』を作成し、児童生徒の日中活動の「支援」と「学習」を行う。



2. 学校と施設が協働して日中を支援（11）

個別支援教育計画は

- 個々の児童生徒の実態に合わせてコミュニケーションを密にしながら支援するための協働ツールに留まらない
- 教員が常駐する施設訪問教育の場において、形式面においても、心的な面においても、学園と学校が確固とした**連携協働体制を維持し、しっかりと子どもに向き合っていく**、という証としての意義がある



3.連携のために（1）

①連携のための会議、ミーティングの実施

○管理職の話し合い

目 的：学校と学園のよりよい連携を進めるため、情報共有と課題対応を行う

期 日：月1回～2回定期的に設ける

出席者：学園；園長、副園長、療育支援課課長

学校；校長、教頭、訪問教育部門リーダー

○指導職、リーダーの話し合い

目 的：学校・学園の課題の調整を行う

期 日：月1回～2回学校・学園連絡協議会の前に定期的に設ける

出席者：学園；療育支援課課長（日課）、日課係長・フロアリーダー

学校；訪問教育部門リーダー、訪問教育部門サブリーダー、

カリキュラムグループリーダー

3. 連携のために（2）

①連携のための会議

○担任間の話し合い

目 的：学園学校の双方の担任は、日常的に連絡を取り合って、クラス運営にあたれるよう話し合いの機会を設定

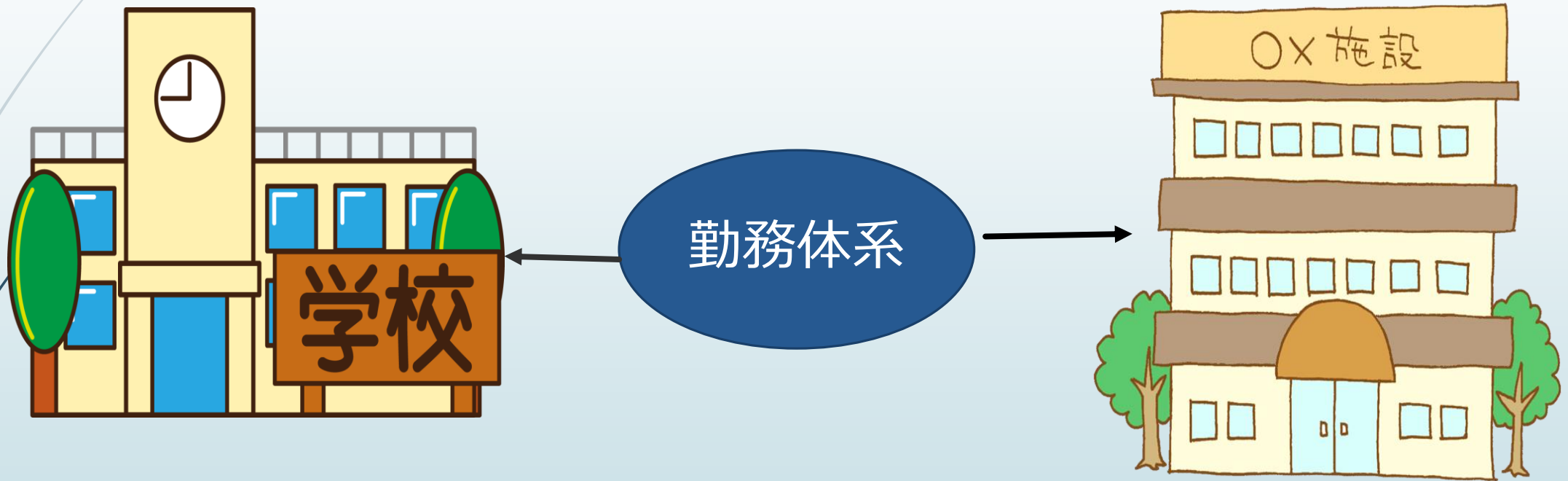
- ・月1回のクラスミーティングを設定し、職員・教員・係長でクラス運営の共通理解をはかる。必要に応じて部門リーダー、部門サブリーダーも参加する
- ・帰省面談、授業参観前に必要に応じて話し合いを設定
- ・個別支援教育計画の作成にあたり6月の支援教育計画・10月の前期報告・3月の後期報告を出す前に話し合いの時間を設定する。

3. 連携のために(3)

②行事の連携について

- ・ 学園への協力行事は、運動会、親教室、クラス発表会、作品展示会
こうさい療育・支援セミナー
- ・ 学校への協力 事は、入学式、卒業式、文化祭、学習展、
各学期の始業式、終業式、修了式、離任式
- ・ 学校が行う**スクーリング**や**校外学習**、**校外活動**など校外で授業を行う場合は、
クラスミーティングで話し合いをした後、書面で関係するクラスに担当教員が報告

3. 連携のために(4)



※双方の違いを理解していくことが大切

3. 連携のために(5)



担当者ミーティング



指導職の話し合い



管理職の話し合い

学校側と学園側の**違いを理解し** 一心同体の教育観、支援観を持ってあたることによって理解と協調を図っている

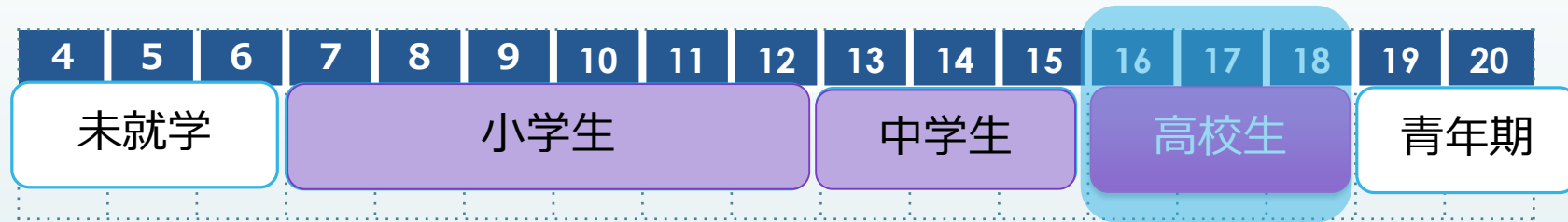
3. 連携のために(6)

- とはいえ、
- 定期的な会議やミーティングでのケースの現状共有を図ることにとどまることが多い
- 現場からすると、日常に追われがちで、積極的な話し合いの場が持てていなかったり、利用者の捉え方に相違が生じることもある

※双方の積極的な働きかけが必要となる。

3. 連携のために(7)

中学部卒業後のアフターフォロー



- 軽度の利用者の将来を考え、学校の進路担当教員と訪問教育の教員、学園移行関連職員が連携を取り、進路指導と職場体験を実施。運送関連、販売、食品関連などの業種で職場体験を実施。

→学校がサポート

4. 大切にしたいこと（1）

学校の授業の中で取り込んでいる内容と、施設での日常支援の内容は切り口は違えど、狙いは共通

■ 例えば

- ・ 学園の休日でのコンビニ買い物と校外学習での買い物
- ・ 休日の調理プログラムと学校の調理実習 など

こういう部分の共有ができずに、それぞれが進んでいることもある

4. 大切にしたいこと（2）

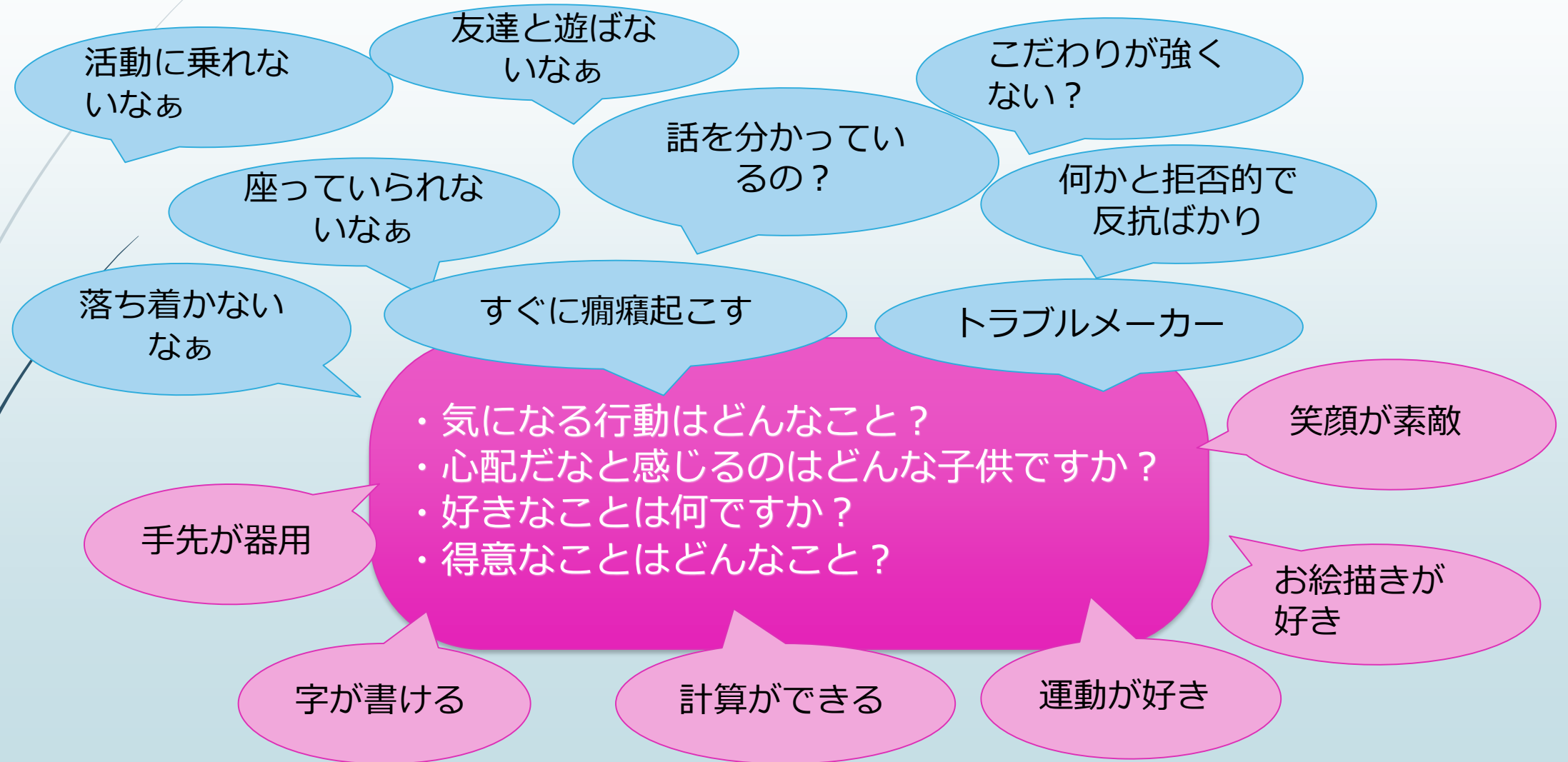
- 上手にお互いの強みを活用する

- ➡ 例えば

- ・ 食事の時、スプーンから箸に代えたいが、食事場面では、支援が行き届かない
- ・ 学校では個別学習時に指導が部分的には可能

双方の得意なこと、できること、子供の成長につながることをもっと積極的に活用すること、活用しようとする姿勢が重要。

4. 大切にしたいこと（3）



4. 大切にしたいこと（4）

表出する行動の
背景を探る、知る

- 不安感をいただいていることは何か
- 障害特性なのか
- 認知力ほどの程度なのか
- 性格的なことなのか
- 空腹、寝不足、便秘などの生理的な不快さはないか
- 家族的背景は要因となっていないか
- これまでの成育歴に起因となることはないか



4. 大切にしたいこと（5）

学齢期は

できることが増えると**自信**につながる！

自信となる経験が積めるように進めると**意欲**につながる！

そこで得た力は、

学習や活動、将来の仕事や作業に向かう態度形成のベースとなる。

それらが発展すると**自主性や主体性**になる

子どもの行動や言動の背景を知り、

その子の**受け止め方に配慮したアプローチ**が必要

4. 大切にしたいこと（6）

内面的な事柄は外からは捉えにくい
表出する行動や発言に対応の意識が生まれがち



内面的な力の把握 心情洞察を図る
それを学校も学園も共有することが必要

学校と学園は、今「つながらなくてはならない」
今を将来に向けて「つなげなくてはならない」

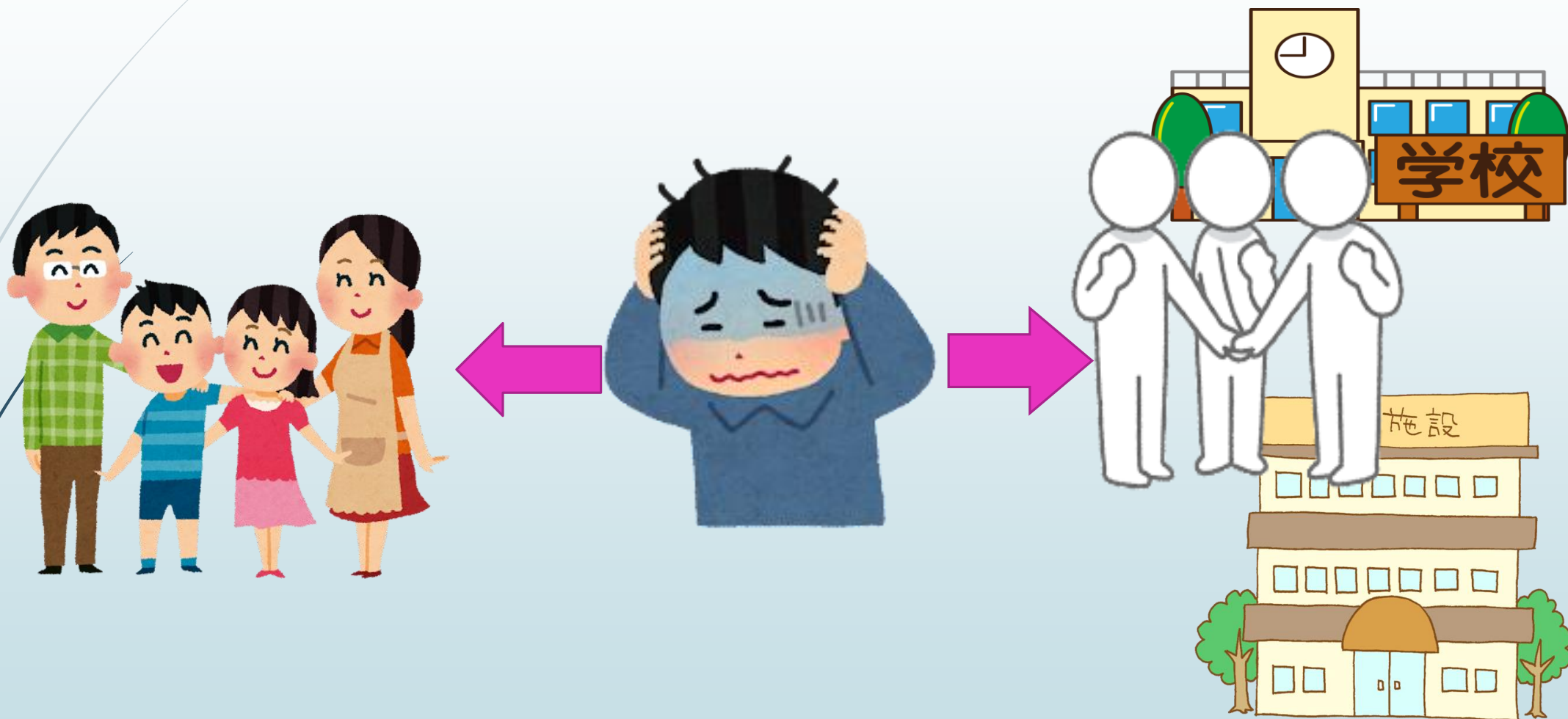
4. 大切にしたいこと（7）

我々の目標は、子供たちの

- 「心を育む」こと
- 「自信を育む」こと
- 円満な人格が備わった青年へ
- 能力を発揮し生き活きと生きる青年

今が良いのではなく、生きる力を身に付けるように
そして、常にとともに進む家族が自信を持って子供に向き合えるように

4. 大切にしたいこと（8）



4. 大切にしたいこと（9）



子どもを中心に

「ご家族」と「学校、施設」が子どもの**両輪**になるように進めていくことが大切と考えます

これから

今後も

弘済学園と神奈川県立秦野養護学校は

双方の「良さ・強み・持ち味」を考慮し、双方の違いを理解し、目標を持ち、話し合い、協議し、連携し、時には足を止め、確認し合いながら協働していく

子供たちの自信を育み、心を育み、生き活きと過ごせる
将来につながることを目指して

「共感・共育・共生」を図っていく

